

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

社会福祉法人 相和会

職員が仕事と家庭を両立させることができ、長く勤められる働きやすい環境を整備することにより、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするために、次のように行動計画を策定する。

1、計画期間 令和4年1月1日～令和7年3月31日

2、目標と取組内容、実施時期

【目標1：正職員登用制度の周知徹底】

正職員以外として採用された職員に対して、正職員任用制度（就業規則第7条）の周知徹底を図り、毎年1人以上の正職員任用を目指す。

<取組内容>

令和4年1月～ 対象となる職員に対して、正職員任用制度についての説明を実施

令和4年4月～ 随時、選考を実施

【目標2：年次有給休暇取得率の向上】

全職員が仕事に対する意識やモチベーションを高め、その能力を十分に発揮できるようにし、心身の疲労回復やリフレッシュのための有給休暇の取得率アップ（現行プラス1.6日）を目指す。

<取組内容>

令和4年1月～ 有給休暇の取得状況及び職員の意識を把握する

令和4年4月～ 有給休暇取得に関する社内周知の実施

令和4年6月～ 計画的な有給休暇の取得に向けた業務の効率化及び分担化を進める

以上